

いながわ  
阪神東部(猪名川流域圏)  
地域総合治水推進計画

(本 編・案)

令和6年3月

兵 庫 県



## はじめに

### 【改定の趣旨】

兵庫県では、局地的豪雨などによる浸水被害を軽減するため、平成24年4月1日に施行された総合治水条例にもとづき、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への雨水の流出を抑制するための「流域対策」、河川等から洪水が溢れた場合でも被害を軽減するための「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取り組んでいます。

一方、地球温暖化等の気候変動の影響により、全国各地で毎年のように豪雨災害による被害がもたらされており、今後、更なる災害の激甚化、頻発化が予測される中、更なる「総合治水」の推進が求められています。

猪名川流域圏では、平成27年3月に「阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進計画」を策定し、計画にもとづく取組を進めてきました。この度、計画策定から10年を迎えるにあたり、これまでの実績、課題を整理するとともに、総合治水をより一層推進するべく計画を全面改定します。

いながわ  
阪神東部(猪名川流域圏)地域 総合治水推進計画 (本編) 目次

**1 計画地域の概要**

- (1) 計画地域の概要…………… 1
- (2) 猪名川の総合治水対策特定河川事業…………… 1
- (3) 総合治水を推進していく上での課題…………… 4

**2 総合治水の基本的な目標に関する事項**

- (1) 計画期間…………… 6
- (2) 基本的な目標…………… 6

**3 総合治水の推進に関する基本的な方針**

- (1) 全般…………… 7
- (2) 河川対策…………… 7
- (3) 下水道対策…………… 7
- (4) 流域対策…………… 8
- (5) 減災対策…………… 8

**4 河川下水道対策**

- (1) 河川の整備及び維持…………… 9
- (2) 下水道の整備及び維持…………… 11

**5 流域対策**

- (1) 調整池の設置及び保全…………… 12
- (2) 土地等の雨水貯留浸透機能…………… 12
- (3) 貯水施設の雨水貯留容量の確保…………… 15
- (4) ポンプ施設との調整…………… 16
- (5) 遊水機能の維持…………… 17
- (6) 森林の整備及び保全…………… 17

**6 減災対策**

- (1) 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握…………… 20
- (2) 浸水による被害の発生に係る情報の伝達…………… 21
- (3) 浸水による被害の軽減に関する学習…………… 23
- (4) 浸水による被害の軽減のための体制の整備…………… 25
- (5) 訓練の実施…………… 27
- (6) 建物等の耐水機能…………… 28
- (7) 浸水による被害からの早期の生活の再建…………… 29

**7 環境の保全と創造への配慮**

- (1) 河川環境の保全…………… 31
- (2) 水田・ため池環境の保全…………… 31
- (3) 森林環境の保全…………… 31

(4) グリーンインフラの取組…………… 31

**8 総合治水を推進するにあたって必要な事項**

(1) 土砂災害、高潮、津波対策との連携…………… 32

(2) 推進計画のフォローアップと見直し…………… 32

(3) 総合治水の普及啓発…………… 32

## 1 計画地域の概要

### (1) 計画地域の概要

阪神東部地域(以下「計画地域」という。)は、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町における一級河川淀川水系(猪名川、神崎川等)の流域並びにその他海域への直接放流域とする。

北摂山地とその麓に位置する計画地域の上流域<sup>※1</sup>は、その大部分が猪名川渓谷県立自然公園に指定され、豊かな自然環境が残る。その一方で、住宅地やゴルフ場開発等、高度経済成長以降、土地利用の転換が進む箇所も見受けられる。上流域の中央には、淀川水系に属する猪名川が流れており、丹波山地の大野山(兵庫県川辺郡猪名川町・標高754m)に源を発し、槻並川、一庫大路次川、塩川等の多くの支川を合わせて渓谷を南流する。

伊丹台地を基盤とする中流域<sup>※2</sup>は、住宅地や大小の工場等が数多く立地する他、大阪国際空港、中国縦貫自動車道、東海道山陽新幹線等の広域的な交通網が集中している。上流域から続く猪名川は、その川幅を拡大し、駄六川等の支川を合わせ、藻川に分派しながら神崎川へと合流する。

尼崎平野に位置する下流域<sup>※3</sup>は、中核市尼崎市を中心として都市施設・住宅・商業施設・工場等の集積が特に著しい。下流域を流れる神崎川や庄下川等の多くは直線的な河道形態となっており、都市河川の様相を呈している。また、内水を排除するためのポンプが数多く設置されている他、庄下川や旧左門殿川では、潮位に応じて、河川水を他河川や海域にポンプ排水するといった低平地特有の雨水処理方式をみることができる。

※1「上流域」… 猪名川県管理区間の流域(主として宝塚市、川西市、猪名川町域)

※2「中流域」… 猪名川国管理区間の流域(主として伊丹市域)

※3「下流域」… 神崎川、庄下川の流域、その他臨海部(主として尼崎市、伊丹市域)

### (2) 猪名川の総合治水対策特定河川事業

猪名川では、急激な都市化に伴う雨水流出量の増加に対応するため、国、大阪府、兵庫県、流域10市町、水資源開発公団(現独立行政法人水資源機構)からなる「猪名川流域総合治水対策協議会」で策定した「猪名川流域整備計画(S57.3策定)」に基づいて、河川対策、流域対策、ソフト対策の総合治水対策特定河川事業を先進的に進めてきた経緯がある。

阪神東部(猪名川流域圏)地域総合治水推進計画の実施においては、総合治水の取組の継続性の観点から、猪名川流域整備計画の主旨を踏まえて各主体の施策を推進していく必要がある。

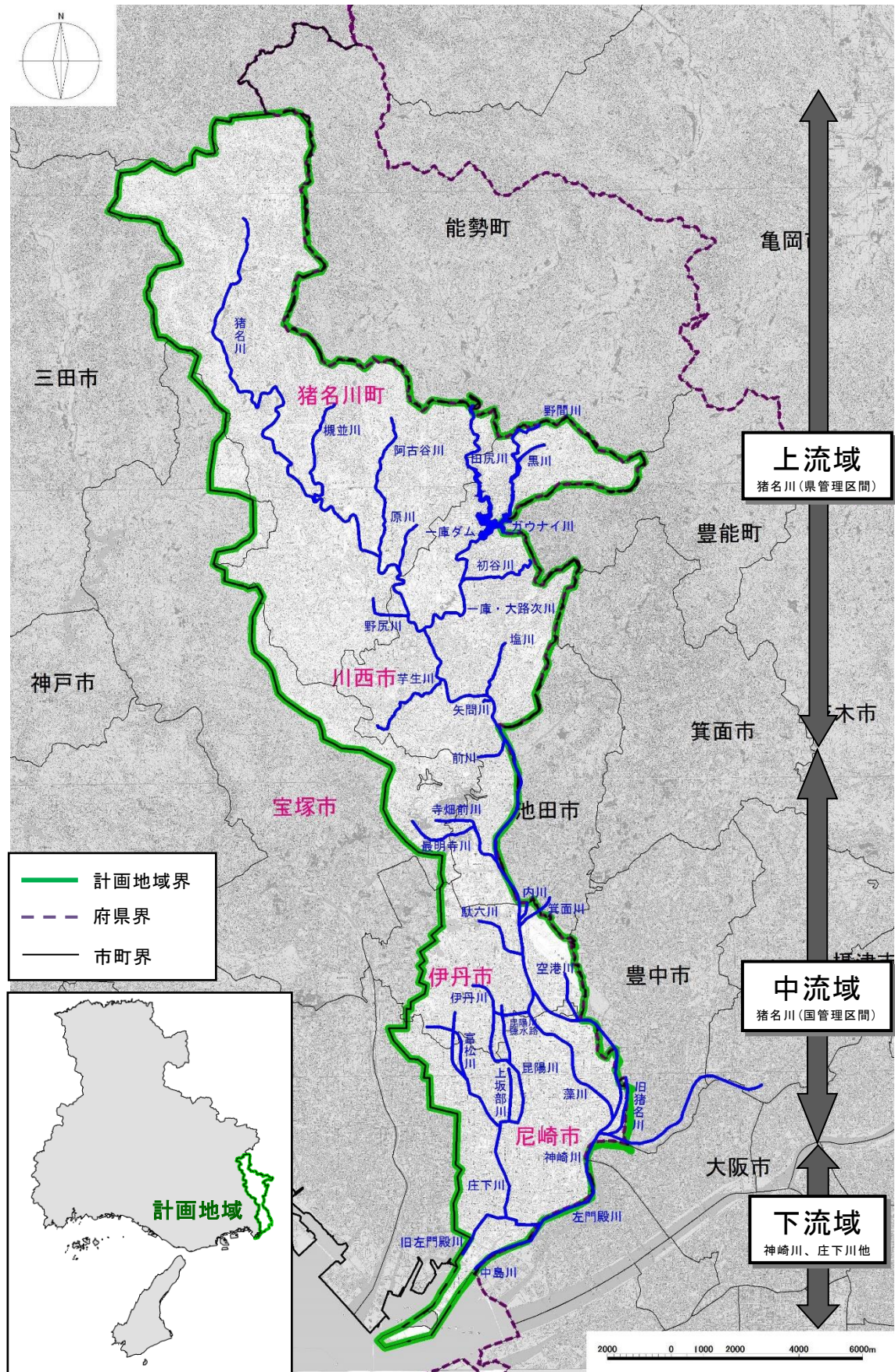


図) 計画地域図

注) 河川図は、国管理区間及び県管理区間を基本としている(以下、同じ)

表) 計画地域内の河川一覧

河川名	法河川延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	関係市町	計画地域外の市町
猪名川	259.4	383.0	猪名川町, 川西市, 宝塚市, 伊丹市, 尼崎市	能勢町, 豊能町, 箕面市, 池田市, 豊中市, 亀岡市
猪名川本川	43.2			
横並川	4.1		猪名川町	能勢町
阿古谷川	4.7		猪名川町	
原川	1.6		猪名川町	
野尻川	18.5		猪名川町, 川西市, 宝塚市	
一庫・大路次川	87.1		猪名川町, 川西市	能勢町, 豊能町, 亀岡市
一庫・大路次川 本川	28.8		猪名川町, 川西市	能勢町, 豊能町, 亀岡市
(千ヶ畑川)	1.7			亀岡市
(山辺川)	5.5			能勢町
(山田川)	7.0			能勢町
(山田川 本川)	4.7			能勢町
(長谷川)	2.3			能勢町
田尻川	35.5		川西市	能勢町, 豊能町
田尻川 本川	24.2		川西市	
野間川	8.5		川西市	能勢町
野間川 本川	5.1		川西市	
(木野川)	1.9			能勢町
(大原川)	1.5			能勢町
黒川	1.2		川西市	
(保ノ谷川)	0.6			豊能町
ガウナイ川	1.0		川西市	豊能町
初谷川	8.6		川西市	豊能町
芋生川	3.0		川西市, 宝塚市	
塩川	2.5		川西市	豊能町
前川	1.3		川西市, 宝塚市	
(余野川)	25.9			豊能町, 箕面市, 池田市
(余野川 本川)	16.0			豊能町, 箕面市, 池田市
(切畑川)	3.6			豊能町
(切畑川 本川)	2.0			豊能町
(石田川)	1.6			豊能町
(木代川)	1.9			豊能町
(北山川)	4.4			豊能町, 箕面市
(北山川 本川)	2.8			豊能町, 箕面市
(岩谷川)	0.4			箕面市
(いざま谷川)	0.3			豊能町, 箕面市
(藤木川)	0.5			箕面市
(いぜん谷川)	0.4			箕面市
最明寺川	4.3		川西市, 宝塚市	
最明寺川 本川	2.7		川西市, 宝塚市	
寺畑前川	1.6		川西市, 宝塚市	
(神田川)	0.1			池田市
内川	0.5		伊丹市	池田市
箕面川	18.0		伊丹市	豊能町, 箕面市, 池田市
箕面川 本川	14.5		伊丹市	豊能町, 箕面市, 池田市
(茶長阪川)	1.2			箕面市
(石灘川)	2.3			箕面市, 池田市
歌六川	3.3		川西市, 宝塚市, 伊丹市	
空港川	1.8		伊丹市, 尼崎市	
藪川	4.8		伊丹市, 尼崎市	
(千里川)	13.4			箕面市, 豊中市
(千里川 本川)	10.7			箕面市, 豊中市
(芋川)	1.1			箕面市
(箕面鍋田川)	1.6			箕面市
神崎川	30.7	46.7	伊丹市, 尼崎市	豊中市, 大阪市
旧猪名川	1.8		尼崎市	豊中市
神崎川	2.5		尼崎市	大阪市
中島川	3.0		尼崎市	大阪市
左門殿川	2.3		尼崎市	大阪市
庄下川	21.1		伊丹市, 尼崎市	
庄下川 本川	6.5		伊丹市, 尼崎市	
富松川	2.8		伊丹市, 尼崎市	
昆陽川	9.5		伊丹市, 尼崎市	
昆陽川 本川	5.4		伊丹市, 尼崎市	
昆陽川樋水路	1.2		伊丹市, 尼崎市	
伊丹川	1.5		伊丹市, 尼崎市	
上坂部川	1.4		尼崎市	
旧左門殿川	2.3		尼崎市	

注) 河川名の( )書きは、計画地域外の河川を表す。

出典) 「河川現況調書」国土交通省 H14



### (3) 総合治水を推進していく上での課題

#### ① 全般

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大雨による降水量の増大が予想されており、水災害の頻発化・激甚化などの事象を想定し、さらなる総合治水対策の推進が必要である。

#### ② 河川対策

国及び県が策定した河川整備計画に基づく河川対策を推進している。猪名川では、国が中流域、県が上流域及び下流域の整備を進めており、相互に事業進捗を確認しながら、上流部の改修が下流部の安全度低下に繋がらないよう上下流のバランスを保ちつつ進める必要がある。加えて、整備区間が長く事業量が多いことから、整備目標の達成には膨大な事業費と期間を要する。

対象地域	河川整備計画名	事業主体
上流域	淀川水系猪名川圏域河川整備計画（平成28年3月）	県
中流域	淀川水系河川整備計画（変更）（令和3年8月）	国
下流域	淀川水系神崎川圏域河川整備計画（平成27年3月）	県

#### ③ 下水道対策

河川と同じく、下水道（雨水）の整備もそれぞれの下水道計画に基づき、着実に進捗しているが、雨水の計画地域が主に市街地であるのに加え、年超過確率1/6～1/10の計画規模のため、おおむね50mm/hrを超えるような豪雨には対応できない。

計画規模を上げるためには既存施設の抜本的な更新が必要であり、膨大な事業費と期間を要する。

#### ④ 流域対策

上流域では主に水田、ため池、市街化が進む中流域及び下流域では主に学校、公園、住宅等を活用した雨水貯留浸透機能の確保を進めるのが効率的と考えられる。しかし、各施設の本来機能との両立に関する個別の課題や、流域対策の必要性への理解不足等により、施設管理者の協力を得るためには、丁寧な説明、協議が必要となり時間を要する。

また、上流域の森林は、管理者の高齢化に伴い、従来有していた保水力の低下が懸念されており、新たな担い手の育成が急務である。

#### ⑤ 減災対策

近年、計画地域で大きな洪水浸水被害が生じておらず、被災経験者の減少、高齢化による防災意識の低下が懸念される。また、想定最大規模降雨のハザード

ドマップ等の防災情報の提供が進んでいるが、雨水（内水）浸水想定等、さらなる情報の充実が望まれている。実際の避難行動に繋げるには、防災情報の広い周知が必要であるが、情報の提供方法は改善の余地がある。

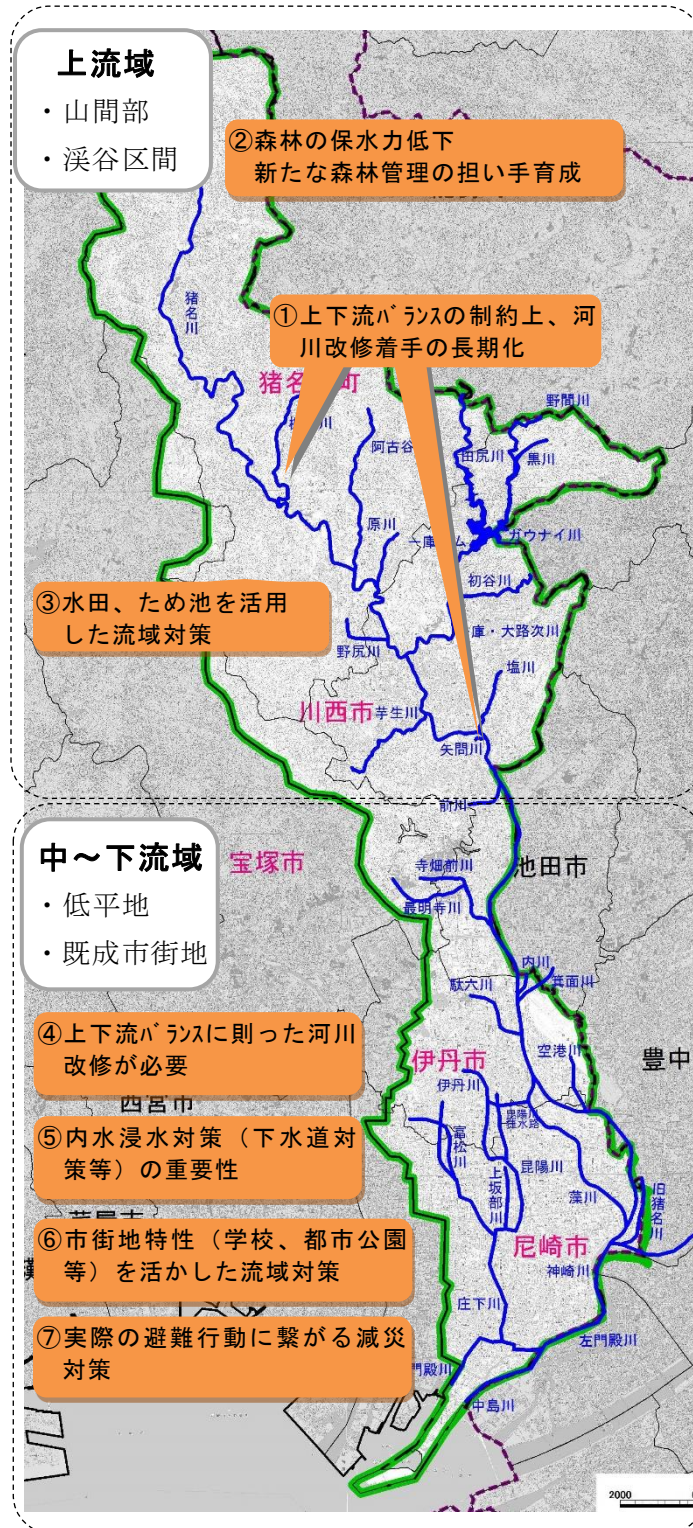


図) 地域ごとの総合治水推進上の課題

## 2 総合治水の基本的な目標に関する事項

### (1) 計画期間

計画の期間は、令和6年度から概ね10年間とする。

総合治水は、浸水被害軽減を目指して多様な主体が連携して多岐にわたる取組を継続するものであることから、概ね10年後を見据えて、共通の認識を持って取り組むこととする。

### (2) 基本的な目標

計画地域全体の防災力の向上を目指し、水害から命と暮らしを守ることを目標として、下記の対策を組み合わせた総合治水を推進する。

#### ■ ながす：雨水を海域まで流下させる河川下水道対策

国、県及び市町は、河川整備計画、その他河川対策に関する既定計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標とする。

市町は、それぞれの下水道計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標とする。

#### ■ ためる：雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策

国、県、市町及び県民は、森林、水田、ため池、公園、校庭、庁舎、住宅などにおいて雨水を貯留または浸透させる取組を推進し、地先の浸水被害を軽減することを目標とする。

実施にあたっては、様々な土地・施設の所有者・管理者それぞれが連携の下、実施可能な対策を積み上げていくよう継続した対策の推進を図る。

#### ■ そなえる：浸水した場合の被害を軽減する減災対策

国、県、市町及び県民は、情報発信・伝達・把握、避難、建物の耐水機能の付加や被災時の早期生活再建の取組等を推進し、人命はもとより社会経済活動への深刻な被害を回避・軽減することを目標とする。

### 3 総合治水の推進に関する基本的な方針

#### (1) 全般

##### ① 主体毎の取組方針

国は、河川管理者として、県、市町と連携を図りながら、これまで進めてきた河川対策や流域対策、減災対策を継続するとともに、猪名川に関するこれまでの総合治水の取組経緯を踏まえ、それらの啓発等に取り組む。

県及び市町は、河川下水道対策はもとより、流域対策、減災対策についても、これまでの総合治水に係る取組実績等を踏まえ、県民の参画と協働のもと、これらを推進する。

県民は、自ら流域対策や減災対策に取り組むよう努め、行政が実施する総合治水に関する施策に協力する。

##### ② 社会情勢の変化への対応

浸水被害の発生、法改正等の社会情勢の変化、気候変動への対応等を踏まえた新たな取組について、国、県、市町及び県民が連携、協力し、取組を推進する。現在、気候変動への対応の一環として、「特定都市河川浸水被害対策法（令和3年改正）」に基づく特定都市河川の指定及び流域水害対策計画の策定について、国、県、市町が参画する淀川水系流域治水協議会で検討中であり、本計画地域においても、検討結果を踏まえた取組を進めていく。

また、現在、世界中で持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が進められている。総合治水の推進においては、この目標達成に寄与するように各対策を実施する。

さらに、今後の担い手の育成や「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進に努める。

#### (2) 河川対策

国、県及び市町は、河川整備計画、その他河川対策に関する既定計画に基づき、河川の整備及び維持を行う。

その際、上下流バランスに配慮し、各河川管理者との密な進捗調整、情報共有を図りながら、効率的かつ効果的な河川対策の実施に努める。

国、県及び市町は、河川対策が着実に進捗するように、適切な予算措置を講じるとともに、工事の実施においては、工事前、工事中を含め、事業の必要性・効果等を県民に理解されるよう広報に努める。

#### (3) 下水道対策

市町は、それぞれの下水道計画に基づき、整備及び維持を行う。

局地的豪雨や短時間大雨による内水浸水被害が発生する地域では、雨水排水施設等の整備に要する期間及び効果を勘案し、雨水貯留施設等を効果的に組み

合わせるなどの方策に取り組む。

市町は、整備が着実に進捗するように適切な予算措置を講じるとともに、工事の実施においては、工事前、工事中を含め、事業の必要性・効果等を県民に理解されるよう広報に努める。

#### **(4) 流域対策**

県、市町及び県民は、校庭、公園その他の広い土地や庁舎、住宅等の建物等において雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの施設機能を適正に維持管理する。

併せて、総合治水条例に掲げる調整池の設置及び保全、森林の整備及び保全等、対策を進める。

国は、県、市町及び県民が進める流域対策がより効果的かつ適切に実施できるよう、適宜、技術的な助言等を行う。

国、県及び市町は、管理者への理解に努め関係者間の協議、調整を行う。また、流域全体での取組意識の醸成を図り、より多くの貯留量確保につなげ、それを担う人材の育成に努める。

#### **(5) 減災対策**

国、県、市町及び県民は、平常時から水害リスクを十分に把握し、迅速・円滑な情報伝達・避難体制を整備したうえで、人命を守ることを第一に考え、避難対策に重点的に取り組む。

減災対策は、地域特性に応じた様々な取組が実施されていることから、それらの情報を相互に共有し、今後の取組の拡大・発展につながるよう努める。

また、あらゆる世代に対して、防災に関する教育、訓練の継続的な実施に努めるとともに、内水浸水想定の情報発信として、防災のリアルタイム情報の充実や情報発信方法の多様化に努める。

## 4 河川下水道対策

### (1) 河川の整備及び維持

#### ① 河道

##### ■河川整備計画に基づく抜本的な流下能力向上対策

国、県及び市町は、河川整備計画、その他の既定計画に基づき、下表の対策を実施する。

##### ■中上流部で行う局所的な浸水被害軽減対策

近年家屋等への浸水被害が発生している箇所において、緊急的に治水安全度の向上を図るため、上下流バランスに配慮しながら、局所的な整備を実施する。

##### ■適切な維持管理

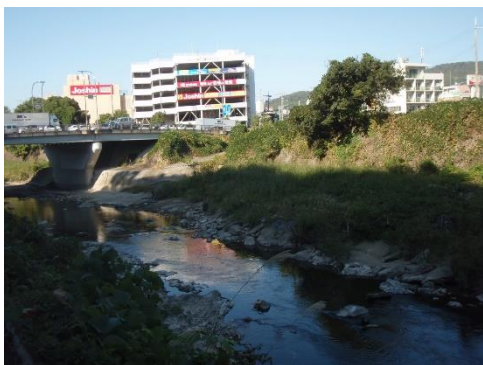
国、県及び市町は、それぞれの管理施設が十分に機能するように、的確な維持管理を行う。また、堆積土砂撤去や樹木伐採等の適切な実施に努める。

表) 今後の河川対策（抜本的な流下能力向上対策）

	No	河川名	事業区間	事業概要※)	事業主体
上流域	①	猪名川	川西市 (銀橋下流～ 多田大橋)	河川改修 L=2,970m 築堤、護岸、橋梁架替他	県
中流域	②	猪名川	尼崎市 ～川西市	河川改修 河道掘削、堤防拡幅、井 堰改築等	国
	③	寺畑前川	川西市	調節池機械設備、電気設 備等 老朽化対策	県
	④	昆陽川捷水路	尼崎市	老朽化対策 排水機場 更新	
下流域	⑤	神崎川・左門 殿川	尼崎市	河川改修 L=2,900m 河床掘削	県
	⑥	旧左門殿川		矢板護岸老朽化対策	
	⑦	庄下川		河川改修 L=3,056m 護岸、河床掘削	尼崎市
	⑧	庄下川 (松島排水機 場)		老朽化対策 松島排水機場 更新	県

※) 事業概要に記載した事業量は10年間の事業量を示したものではありません

【施工前】



【施工後】



図) 河川対策のイメージ図

## ② ダム(一庫ダム)

ダム管理者は、河川管理者と連携を図りながら、銀橋上流の流下能力向上による猪名川の治水安全度向上や、安威川ダム完成等による神崎川の治水安全度向上を踏まえ、一庫ダムの洪水調節計画の変更を検討する。

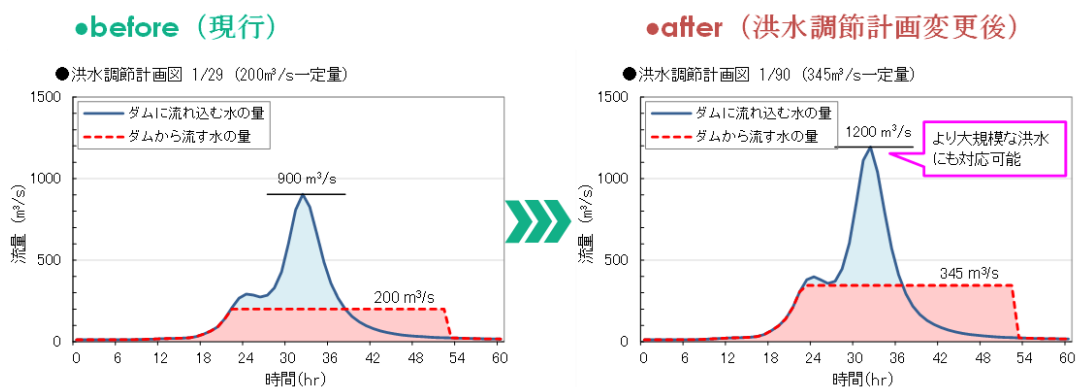


図) 一庫ダム放流計画のイメージ図

## (2) 下水道の整備及び維持

市町は、それぞれの下水道計画に基づき、下表の対策を実施する。また、管渠やポンプ施設について適切に維持管理を行う。

表) 下水道の整備及び維持に関する取組

市町名	区域面積 ・延長等	事業概要
猪名川町		年超過確率1/10 (57mm/hr) 規模の降雨を対象とした雨水対策へ取り組む
川西市	管渠整備 (L=1,850m)	年超過確率1/7 (51mm/hr) 規模の降雨を対象とした雨水対策へ取り組む
宝塚市		年超過確率1/6 (46.8mm/hr) 規模の降雨を対象とした雨水対策へ取り組む
伊丹市	管渠整備 (L=3,838m)	年超過確率1/6 (47mm/hr) 規模の降雨を対象とした雨水対策へ取り組む (雨水ポンプ場の改築更新4箇所、幹線管渠の整備)
尼崎市		年超過確率1/10 (51.7mm/hr) 規模の降雨を対象とした雨水対策へ取り組む (ポンプ改築更新、管渠改築更新)



図) 下水道対策のイメージ図



## 5 流域対策

### (1) 調整池の設置及び保全

#### ① 重要調整池

平成25年4月以降は、総合治水条例に基づき、1ha以上の開発行為により浸水を発生させる可能性が高まる場合には、開発者に対し、「重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説」(平成25年4月)に適合する「重要調整池」を設置させるとともに、適切に管理することを義務づけており今後も継続する。

なお、猪名川流域整備計画で定める「小戸」上流域の開発行為については、「猪名川流域総合治水対策における調整池技術基準」(昭和58年5月)に基づく行政指導を行う。

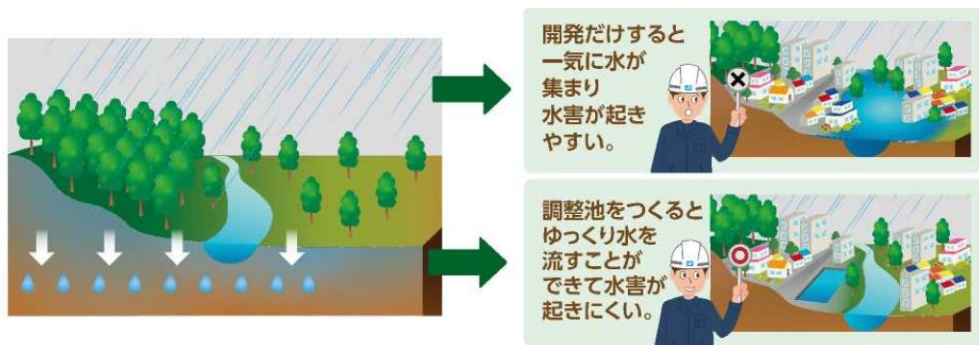


図) 調整池の設置イメージ図

#### ② 指定調整池の指定

県は、重要調整池以外の調整池のうち、雨水流出抑制機能を維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認め、所有者等の同意の得られた施設を指定調整池に指定(条例第18条)する。指定調整池の所有者等はその機能維持を図るべく、適正に管理する。

### (2) 土地等の雨水貯留浸透機能

#### ① 雨水貯留浸透機能の確保

当該土地または施設の所有者等が雨水貯留浸透機能の確保を図ることを基本として取組を推進する。特に、施設を新築・建替する場合は、効率的な整備が可能となるため、可能な限り雨水貯留浸透機能の確保に努める。また、その機能維持を図るべく適正に管理する。

県及び市町は、それらの普及啓発、実施にあたっての技術的な助言・指導を行うとともに、必要に応じて補助の検討を行う。

現時点で具体化している取組を下表に示す(予定・検討中を含む)。なお、これに関わらず、施設の所有者等との協議、調整が整ったものから整備を行っていく。また、土地または施設毎の機能確保の考え方等を下記に示す。

表) 雨水貯留浸透機能の確保の取組

主体	取組内容
県	県管理道路の歩道部透水性舗装 (随時)
猪名川町	雨水貯留タンク設置助成 (5件/年)
川西市	雨水貯留タンク設置助成 (50件/年) 市道12号他の透水性舗装 (4,300m <sup>2</sup> )
宝塚市	雨水貯留タンク設置助成
伊丹市	雨水貯留タンク設置助成 市道の透水性舗装 (21,549m <sup>2</sup> )
尼崎市	雨水貯留タンク設置助成 校庭貯留: 1校、都市公園: 2箇所 (地表)

■ 広い土地や大規模な建物又は工作物

計画地域内には、131箇所の学校、138箇所の都市公園(3,000m<sup>2</sup>以上)、98箇所の官公庁施設・大規模公共施設がある。これらの広い土地や大規模な建物等を活用し、雨水貯留浸透機能の確保に向けた取組を実施する。

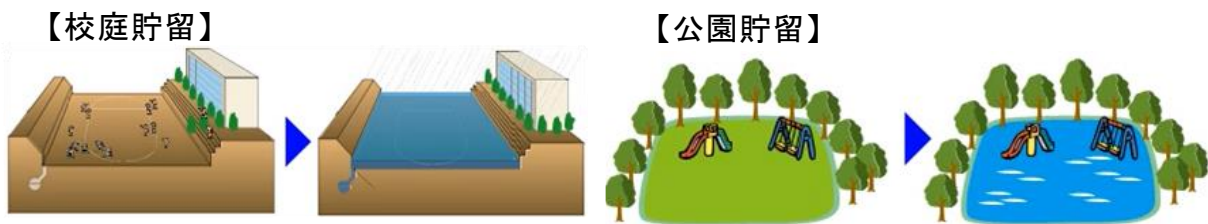


図) 学校・公園等での雨水貯留対策のイメージ図

■ 住宅等の小規模な建物等

住宅等の小規模な建物等では、屋根に降った雨水をタンクに貯留する方法等での取組を進める。雨水貯留タンク設置等の助成制度を継続的に実施し、雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効利用を促進する。

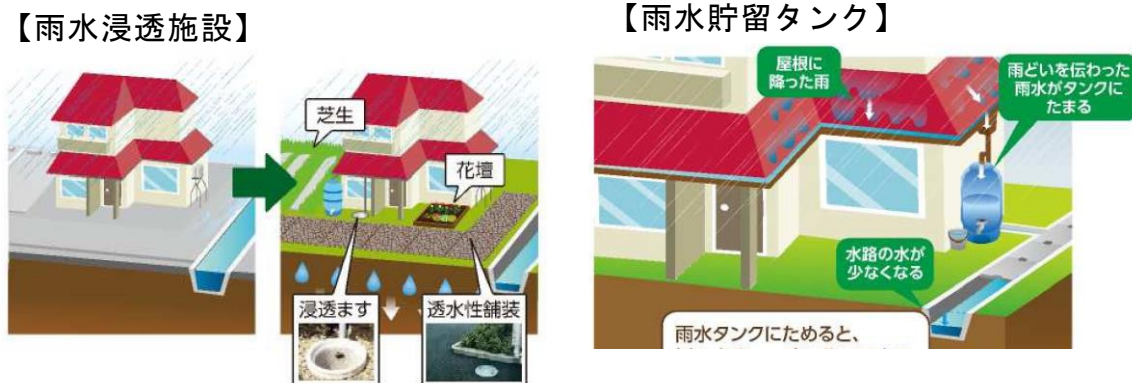


図) その他の雨水貯留・浸透の取組イメージ図

## ■水田

水田では、営農に支障のない範囲(時期、水深等)で水田貯留に取り組むよう努める。また、県、市町は水田を活用した治水対策について啓発を行う。

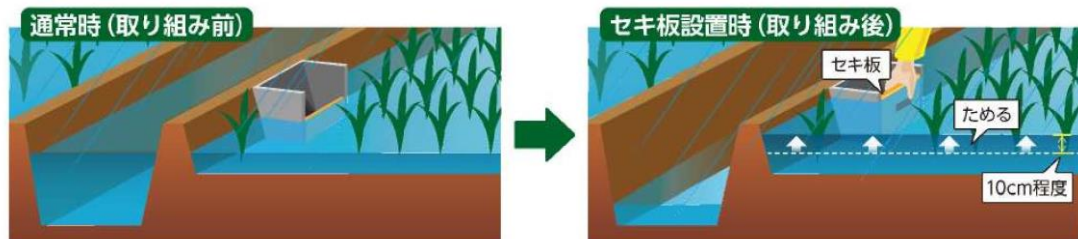


図) 水田貯留イメージ図

### ② 指定雨水貯留浸透施設の指定

県は、雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認められる施設にあっては、所有者等の同意を得た上で、条例第22条の指定雨水貯留浸透施設に指定する。指定雨水貯留浸透施設の所有者等はその機能維持を図る。

雨水貯留浸透施設の整備者と施設管理者が異なる場合は、管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来にわたる維持管理に努める。

### (3) 貯水施設の雨水貯留容量の確保

#### ① 貯水施設の雨水貯留容量の確保

利水ダム、ため池、その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、大雨に備えて、事前に貯水量を減らしておくよう努める。

また、当該施設の所有者は、当該施設の雨水貯留容量を確保できるよう、適切な管理に努める。

表) ため池における治水対策の取組

No	ため池名	所在地	取組概要	事業実施主体
①	新池	猪名川町朽原	事前放流施設の整備	県 又は 市町
②	萑谷池	猪名川町上阿古谷	事前放流施設の整備	
③	室池	猪名川町下阿古谷	事前放流施設の整備	
④	上野上池	猪名川町上野	事前放流施設の整備	
⑤	皿谷池	川西市赤松	事前放流施設の整備	
⑥	又谷池	川西市赤松	事前放流施設の整備	

#### ■ ダム

一庫ダムでは、洪水期に貯水位を下げ、洪水調節容量を確保し、大雨の際に一時的に洪水を貯留することで、洪水被害の軽減を図る運用を行ってきた。更に、既存の有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、令和元年9月から、基準とする貯水位を超えている場合において実績の累計雨量とその後の予測雨量の和が基準量以上となる場合、及びこれに加えて、令和3年3月からは令和2年5月に締結した「淀川水系治水協定」に基づき、予測雨量が基準量以上となる場合に、利水容量の一部を放流する事前放流を行うこととしている。

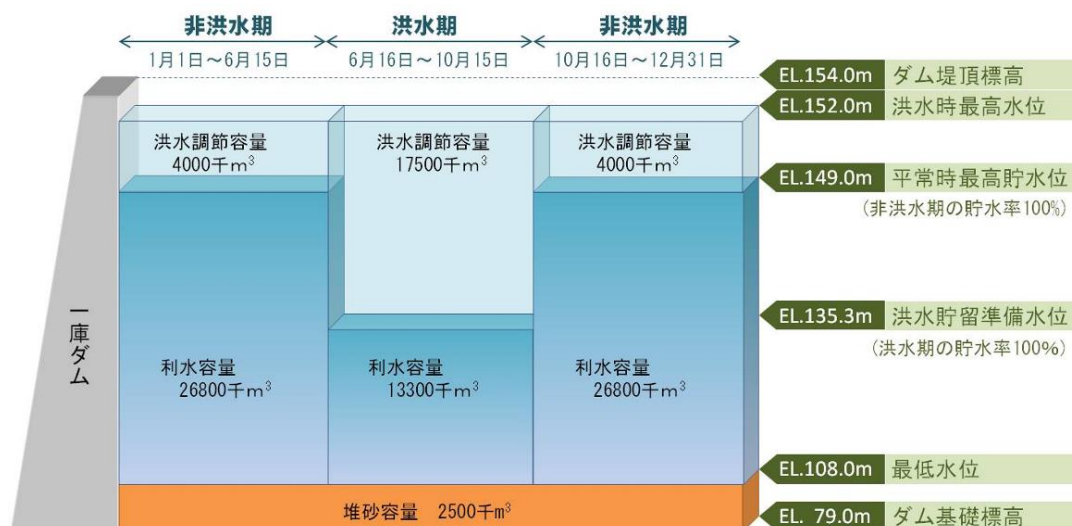


図) 一庫ダムの貯水池運用

出典) 独立行政法人水資源機構HP

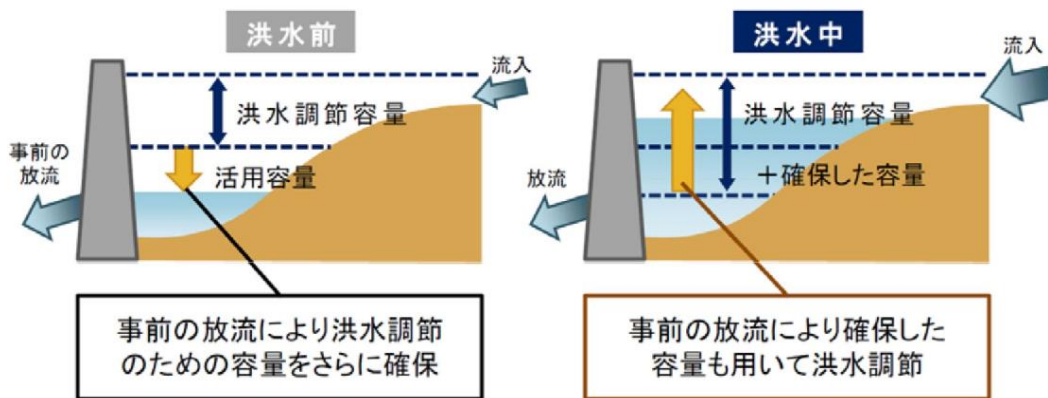


図) 事前放流のイメージ図

### ■ため池

ため池では、取水に支障のない範囲（時期、構造等）で、洪水吐の切り欠きや取水施設への事前放流機能の追加等、洪水調節機能を向上させるための改良、運用に努める。

また、県、市町はため池を活用した治水対策について啓発を行う。

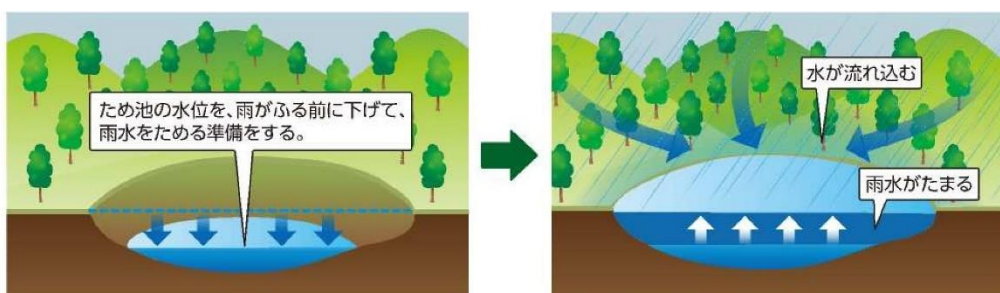


図) ため池を利用した貯留施設

## ② 指定貯水施設の指定

県は、雨水貯留容量を確保することが計画地域における流域対策に特に必要と認められる施設にあっては、所有者等の同意を得た上で、条例第27条の指定貯水施設に指定する。指定貯水施設の所有者等は所要の雨水貯留容量を確保する。

## (4) ポンプ施設との調整

### ① ポンプ運転調整

築堤河川沿いの内水区域等の雨水を河川へ排水するためのポンプは、河川水位が上昇し堤防が決壊する恐れがある場合には、より甚大な被害を防止する観点から、ポンプ運転を停止する等の調整を行う必要がある。

猪名川では、平成13年度から河川管理者である国の主導の下、ポンプ管理者である市等と意見交換を行ってきた。引き続き、ポンプ運転調整を行う際の水

位設定や運転調整の有無による浸水シミュレーション等による検討・検証を重ね、関係機関の連携のもと、運転調整のためのルールづくり(排水計画の策定)を目指す。

## ② 指定ポンプ施設の指定

県は、河川増水時に運転を停止すること等が計画地域における流域対策に特に必要と認められる施設にあっては、管理者の同意を得た上で、条例第32条の指定ポンプ施設に指定する。指定ポンプ施設の管理者は、排水計画を策定するとともに、同計画に従って適切な操作を行う。また、適切な運転調整が行えるよう、日常からの維持管理に努める。

## (5) 遊水機能の維持

河川沿いの農地等には、河川の流水及び雨水を一時的に貯留することで、その周囲や下流の洪水被害を軽減する遊水機能を発揮する箇所がある。そのような土地で盛土や住宅建築等が行われると、遊水機能が減少するとともに、洪水時に甚大な浸水被害が発生する恐れがある。このため、遊水機能を現に有する農地等は、その土地の遊水機能の維持に努める。

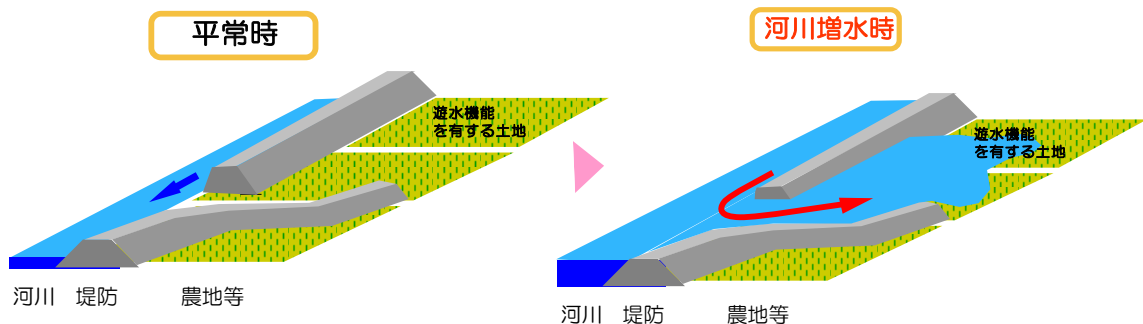


図) 遊水機能の維持のイメージ図

## (6) 森林の整備及び保全

森林所有者等は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能、土地の保全の機能を確保するために、森林の整備及び保全に努める必要がある。

県は、造林事業の国補助制度に加え、「公的関与による森林管理の徹底」、「多様な担い手による森づくり活動の推進」を基本方針として、「新ひょうごの森づくり：第3期対策(令和4～13年度)」を推進している。また、森林のもつ防災機能を高めるため、平成18年度から導入された県民緑税を活用し、「災害に強い森づくり：第4期対策(令和3～7年度)」に取り組んでいる。

計画地域の中流域、上流域は森林が大半を占めており、県は市町、森林管理者及び地域住民と連携し、「新ひょうごの森づくり：第3期対策(令和4～13年度)」、「災害に強い森づくり：第4期対策(令和3～7年度)」に基づく取組を講ずる。

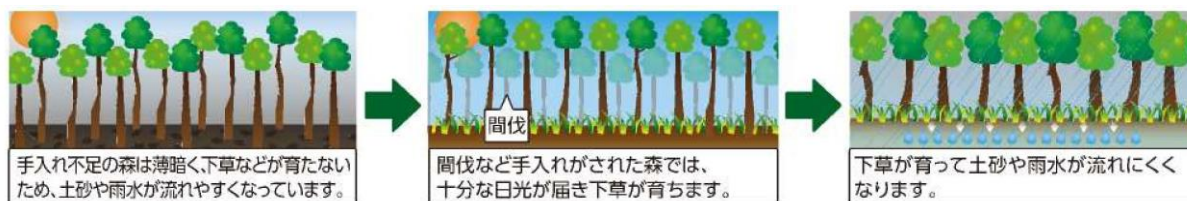


図) 森林をまもってためるための取組イメージ図



図) 「災害に強い森づくり」整備イメージ

■ 新ひょうごの森づくり: 第3期対策(令和4~13年度)の具体的施策

<b>公的関与による森林管理の徹底</b>
(1) 森林管理100%作戦
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スギ、ヒノキ人工林の間伐実施率100%を目指して公的管理を充実</li> <li>・ 木材収入がない切捨間伐に特化して支援を継続</li> <li>・ 条件不利地の間伐を実施する市町への助言や技術指導</li> </ul>
(2) 里山林の再生
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レクリエーション、景観、森林学習体験といった文化機能を重視した里山林の整備</li> <li>・ 集落周辺の里山林において、地域住民等が自ら行う森林整備活動に対して支援</li> </ul>
<b>多様な担い手による森づくり活動の推進</b>
(1) 森林ボランティアの育成
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林ボランティア講座の開催、森林ボランティア団体の活動支援</li> <li>・ 「ひょうご里山フェスタ」の開催</li> </ul>
(2) 「企業の森づくり」の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者に代わって、森林を保全、整備する「企業の森づくり」活動を支援</li> </ul>

## ■ 災害に強い森づくり：第4期対策(令和3～7年度)の具体的施策

事業名	実施内容
(1) 緊急防災林整備	・ 伐倒木を利用した土留工 ・ 災害緩衝林の造成 等
(2) 里山防災林整備	・ 人家裏山の森林整備 ・ 簡易防災施設（丸太柵工等）設置 ・ 減災活動支援 等
(3) 針葉樹林と広葉樹林の混交整備	・ 広葉樹の植栽 等
(4) 野生動物共生林整備	・ バッファゾーン整備 ・ 野生動物の生息地となる広葉樹林の整備 等
(5) 住民参画型森林整備	・ 地域住民の自発的な森林整備活動への支援 ・ 森林整備、歩道、簡易防災施設設置に必要な資機材購入費の支援 等
(6) 都市山防災林整備	・ 広葉樹の本数調整伐 ・ 伐倒木を利用した土留工 等

### 〔参考〕 流木・土砂流出防止対策

谷あい部付近では、大雨によって発生する山腹崩壊に伴って流木や土砂が下流部に流出する。これらは、直接、人家や農地等に流れ込み、深刻な被害をもたらすだけでなく、河川や水路を埋塞させ、または橋に引っかかる等して、河川や水路からの溢水・氾濫を招く危険性を有している。

平成21年8月台風9号や平成26年8月豪雨、平成30年7月豪雨時には、県下で流木・土砂流出により甚大な被害が発生した。一方、治山ダムや砂防えん堤を設置していた谷筋では、流木や土砂が当該施設に捕捉され、下流の被害軽減に効果があることがあらためて確認された。

県では、これらのことを教訓として、平成21年度から山地防災・土砂災害対策計画を定め、谷筋ごとに治山ダムや砂防えん堤を重点的に整備する等の取組を進めており、今後も、引き続き、総合治水対策と併行して、これら流木・土砂流出防止対策に取り組んでいく。



## 6 減災対策

### (1) 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握

国及び県は、令和2年度までに想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成済みであり、今後は技術基準の改定や河川改修の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

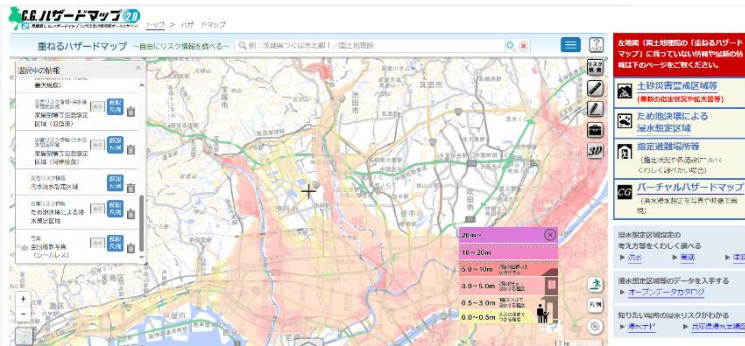
市町は、雨水（内水）浸水想定区域図の作成を進め、防災情報の更なる充実を図る。また、ハザードマップの作成、記載情報の更新、分かりやすい記載方法への改良に努める。

国、県及び市町は、ホームページ、SNS、広報誌、イベント、出前講座、まるごと・まちごとハザードマップ等の多様な方法で、ハザードマップをはじめとする防災情報を広く発信し、的確な避難行動の実現に繋げていく。

県民は、これらの防災情報を収集し水害への認識の向上に努める。また、国、県及び市町による防災情報の周知に協力する。

表) 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握に関する取組

主体	今後の取組	新規・継続
国	「川の防災情報」で洪水浸水想定区域図等の情報発信	継続
	多段階の浸水想定区域図・水害リスクマップの作成	新規
県	「兵庫県CGハザードマップ」で洪水浸水想定区域図等の情報発信	継続
	ラッピングバスによる兵庫県CGハザードマップの普及・啓発	新規
猪名川町	ハザードマップの各戸配布、周知、啓発、更新 等	継続
川西市	ハザードマップの配布、周知、啓発、更新 等	継続
宝塚市	ハザードマップの各戸配布、周知、啓発、更新 等	継続
伊丹市	ハザードマップの配布、周知、啓発、更新 等	継続
尼崎市	ハザードマップの各戸配布、周知、啓発、更新 等	継続
	新たな指定緊急避難場所への案内板の設置、劣化した避難誘導板の更新	新規



CGハザードマップ



図) ハザードマップ・県民の情報の把握のイメージ図

## (2) 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

国及び県は、水位、雨量、河川・ダム・水門のライブカメラ画像等の情報を市町及び県民に逐次提供するとともに、避難の指示等についての判断に資する情報を市町に提供する。

市町は、避難準備、避難指示、災害発生情報等の避難情報を適切なタイミングで発令する。

国、県及び市町は、災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムラインを策定した上で、検証、更新を行う。

県民は、浸水による被害及び避難に関する情報を把握し、他の県民にそれらの情報を伝え、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。

表) 浸水等の被害の発生に係る情報伝達に関する取組一覧(その1)

主体	今後の取組	新規・継続
国	河川水位、雨量、河川監視カメラ画像の配信（川の防災情報、地上デジタル放送 等）	継続
	市町等への河川水位、氾濫予測情報の発信	継続
	ホットラインによる市町の避難指示等の発令支援	継続
県	「ひょうご防災ネット」登録者への気象・避難情報等の発信	継続
	河川水位、雨量、河川監視カメラ画像の配信（兵庫県CGハザードマップ、地上デジタル放送）	継続
	市町等への河川水位、氾濫予測情報の発信	継続
	ホットラインによる市町の避難指示等の発令支援	継続
猪名川町	町設置の雨量計・水位計の観測値をホームページで公開	継続
	ひょうご防災ネットと緊急速報メールによる情報配信	継続
	無線スピーカー（平成26年設置）の活用	継続
川西市	市広報誌、ホームページ、各種イベント等での防災ネット登録の呼びかけ	継続
	防災行政無線の運用（平成28年度から）	継続
	ひょうご防災ネット、Yahoo防災速報、緊急速報メールによる情報配信	継続
	水害対応タイムラインの検証とブラッシュアップ	継続

表) 浸水等の被害の発生に係る情報伝達に関する取組一覧(その2)

主体	今後の取組	新規・継続
宝塚市	広報誌への記事掲載による防災ネット登録推進PR	継続
伊丹市	避難指示等の判断・伝達マニュアルの精度向上	継続
	水害対応タイムラインの検証とブラッシュアップ コミュニティFM等の活用による情報発信	継続
尼崎市	市政出前講座等で情報伝達手段の広報、マイ避難カードの周知、尼崎市防災ネットへの登録を啓発	継続
	水害対応タイムラインの検証とブラッシュアップ	継続



「ひょうご防災ネット」は兵庫県および兵庫県内の市・町から「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、津波、気象警報などの防災に関する様々な情報を利用者の方々に提供するサービスです。  
いつ発生するかわからない災害に備え、ぜひダウンロードしてください！！

**主な機能**

**避難に関する情報や各種気象情報などをプッシュ通知！**



**主な配信情報**

- 兵庫県・市・町からの緊急情報 ●避難関連情報
- 避難所関連情報 ●国境保護に関する情報
- その他緊急度の高い情報 ●津波注意報・警報
- 兵庫県・市・町からのお知らせ情報 ●地震情報
- 気象警報・特別警報 ●記録的短時間大雨情報
- 土砂災害警戒情報 ●月川洪水予報 ●電害注意情報

**いざという時に備え「マイ避難カード」を作成**



いざというときに、速やかに避難行動がとれるように、学びながら自身で考えた避難行動に移るタイミング(逃げ時)や避難場所をアプリ内「カード」に保存できます。また、保存した逃げ時に関する情報をプッシュ通知で受け取ると「マイ避難カード」を表示します。

**「氾濫危険水位到達情報」**



兵庫県内の水位周知河川(洪水により相当の損害が生ずるおそれのある河川)について、氾濫危険水位に到達したときにプッシュ通知でお知らせします。(最大6ヶ所まで登録可能)

**「大雨危険度情報」**



設定した市・町の大雨の危険度(土砂災害、洪水、浸水害)が警戒以上に上昇したときにプッシュ通知でお知らせします。危険度が高まっている場所を気象庁の「危険度分布マップ」で確認してください。(登録市町数の制限なし)

**避難場所を地図で検索****12外国語対応****防災情報ポータルサイト****音声読み上げ**

図) ひょうご防災ネットのイメージ図

### (3) 浸水による被害の軽減に関する学習

国、県及び市町は、浸水による被害の軽減に関する学習の機会拡大(出前講座、研修等)や、より解りやすい教材の作成等に努める。

県民は、過去の災害情報、避難経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域住民自らの手で地図に記載する「防災マップ(手作りハザードマップ)」作成等、水害リスクの認識の向上に努める。

市町は、雨水(内水)浸水想定区域図の作成を進め、雨水を対象とした「防災マップ」の取組についても検討する。

また、市町は、水防活動の担い手を確保するため、水防協力団体の募集・指定を検討し、推進する。

表) 浸水による被害の軽減に関する学習に関する取組(その1)

主体	今後の取組	新規・継続
国	防災に関する出前講座の随時実施	継続
	マイ・タイムライン作成講習会を随時実施	継続
県	「ひょうご安全の日推進事業助成制度」により、自主防災組織等を支援	継続
	総合治水を学ぶ映像ソフトの作成、各市教育委員会へ配布・インターネットで配信	継続
	防災に関する出前講座の随時実施	継続
猪名川町	地域防災リーダーの育成	継続
川西市	防災に関する出前講座を開催	継続
	自主防災組織連絡会の開催と情報提供	継続
	自主防災訓練への実施協力、市の防災訓練を市と自主防災組織が協働で実施	継続
	かわにし防災士の会との連携による地区の防災訓練への参加	継続
	地域防災リーダーの育成	継続
宝塚市	地域防災リーダーの育成	継続
	防災に関する出前講座の開催	継続
	住民の自主的な取組による手作りハザードマップの作成(一部地区)	継続

表) 浸水による被害の軽減に関する学習に関する取組(その2)

主体	今後の取組	新規・継続
伊丹市	小学校区単位での自主防災合同訓練の実施	継続
	国と連携し、水防協力団体の募集・指定についての情報共有	継続
	図上訓練、出前講座の実施	継続
尼崎市	市政出前講座の開催	継続
	全国自主防災組織リーダー研修会への参加	継続
	自主的な地域での防災訓練、講習会の実施	継続
	防災マップづくりの拡大	継続
	公立小中学校における災害対応リーフレットによる防災学習の実施	継続
	児童向けにマイ避難カードの作成を支援する啓発リーフレットの配布	継続
水資源機構	小学校、一般者等へのダム内部見学会を開催	継続
	中学生を対象とした就労体験を実施	継続
	教育機関等への出前講座を実施	継続
	自治体主催イベントでのパネル展示	継続

【防災マップの作成】



【防災に関する講演会】



図) 防災学習のイメージ図

#### (4) 浸水による被害の軽減のための体制の整備

##### ① 水防活動体制の整備

国は、消防団の円滑な水防活動を支援するため、量水標等や防災拠点を整備するとともに、水防資機材等を配備する。さらに、氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成する。

市町は、消防団等の弱体化に対応するために「災害モニター制度」を活用した情報収集、河川やため池等の巡視、点検等が迅速に行えるような体制づくりや、水防体制を強化するため、消防団との伝達訓練等の実施に努める。

また、国、県及び市町は、水防活動を効率化するため、水防資機材等の老朽化、不足解消を推進する。

大規模工場等のある市町については、大規模工場等へ自衛水防に関する啓発活動に努める。

国・県及び市町は、水害リスクの高い箇所共同点検を水防団（消防団）や県民とともに行う。

##### ② 避難体制の整備

市町は、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討する。

夜間の避難や要配慮者の安全な避難に留意し、一律に指定避難所へ避難するのではなく、垂直方向の避難（建物の上層階への避難等）や状況に応じた避難方法も選択肢に含めて、避難体制を構築する。

また、市町は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を施設管理者に促し、避難訓練を支援する。

国・県は、市町が行う取組を支援する。

##### ③ 広域避難体制の構築

大規模水害時には、各市町だけでの災害対応は困難であり、国、県、他市町等に応援要請を行うことが必要となる。当該市町内の避難場所だけで避難者を収容できない場合も考えられる。

このため、市町は、隣接市町等における避難場所の設定や災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう連携体制の構築に努める。また、民間企業と連携した避難場所の指定等についても検討する。

国・県は、広域避難に関する先行事例の周知など技術的な支援を実施する。

表) 浸水による被害の軽減のための体制整備に関する今後の取組(その1)

主体	今後の取組	新規・継続
国	大規模工場等の自衛水防の支援・啓発活動の実施	継続
	水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	継続
	防災活動拠点への水防資機材等の配備	継続
	猪名川排水計画の策定	継続
県	重要水防箇所の共同点検の実施	継続
猪名川町	避難行動要支援者の取組を実施	継続
川西市	土のうの提供	継続
	協定に基づき、民間団体との連携体制を強化	継続
	水防訓練時に連絡体制の確認及び伝達訓練を実施	継続
	河川管理者、消防団、市職員等による共同点検の実施	継続
	浸水想定区域内の要配慮者施設に対し、避難計画の策定、訓練実施の啓発を実施	継続
宝塚市	自主防災組織未結成自治会等への結成促進	継続

表) 浸水による被害の軽減のための体制整備に関する今後の取組(その2)

主体	今後の取組	新規・継続
伊丹市	浸水想定区域内の要配慮者施設に緊急告知FMラジオを貸与	継続
	自主防災活動における避難訓練等の各種支援の実施	継続
	市内部の連携による連絡体制に関する情報の共有化、水害リスクの高い箇所共有化	継続
	一般市民向け研修会の実施、各種支援の実施	継続
	いたみ災害サポート登録制度等への協力の呼びかけ	継続
尼崎市	各種訓練(支援啓発活動)の実施、災害時要援護者支援連絡会の実施	継続
	自主防災会にて活動している住民等を対象に、防災力向上講座を開講し、災害時の地域リーダーを育成	継続
	大規模工場・事務所等への防災に関する啓発活動の実施	継続
	重要水防箇所の点検(国と共同)	継続
	要配慮者利用施設における避難計画の策定、訓練実施を支援	継続
	民間企業と連携した避難場所の指定	継続

### (5) 訓練の実施

国、県及び市町は、防災関係機関で構成する「水防連絡会」の開催、県と市町との合同防災訓練の実施、水防工法訓練の実施、県民も参加した水防訓練や防災訓練、災害図上訓練の実施などの取組を継続的に実施する。

今後、国、県、市町その他の防災関係機関は、他地域での被災事例等を参考にして、より実践的な避難訓練や水防訓練を行うこととし、県民はそれらに積極的に参加するよう努める。

【水防訓練】



【避難訓練】



図) 訓練のイメージ図



表) 訓練の実施に関する今後の取組

主体	今後の取組	新規・継続
国	出水期前の水防連絡会の実施	継続
	災害対策用機械の操作説明・操作訓練の実施	新規
	堤防決壊シミュレーションの実施	新規
県	出水期前の水防連絡会の実施	継続
	出水期前の水防伝達演習の実施	継続
	市町との合同防災訓練の実施	継続
猪名川町	職員向けの水防工法訓練の実施（毎年度）	継続
川西市	市水防訓練及び市防災訓練の実施（1回/毎年）	継続
	消防団等各種団体と連携した水防訓練の実施	継続
	地域の自主防災訓練等で避難訓練やDIGなどを実施	継続
宝塚市	関係機関、市民による総合防災訓練を実施（毎年）	継続
	発災時の応援計画及び受援計画の運用のための演習の実施	継続
伊丹市	総合防災訓練の実施し地域防災力の底上げを図る	継続
	水防訓練の実施（毎年）	継続
尼崎市	防災総合訓練（図上訓練、実動訓練）の実施	継続
	水防工法訓練の実施	継続
	地域における避難訓練を実施	継続
水資源機構	放流警報訓練の実施	継続

## (6) 建物等の耐水機能

### ① 建物等の耐水化

県民は、敷地の地形やハザードマップ等を確認し、自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を建物等に備えるよう努める。

国、県及び市町は、地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、必要性を検討した上で、耐水機能を備えるよう努める。

表) 建物等の耐水化に関する今後の取組

主体	今後の取組	新規・継続
国	園田出張所（自家発電設備の上階設置）	新規
伊丹市	市庁舎の耐水化及び重要施設での非常用電源の耐水化について市内部で情報共有	継続
尼崎市	防災行政無線の電源設備及び発動発電機の上層階設置	継続

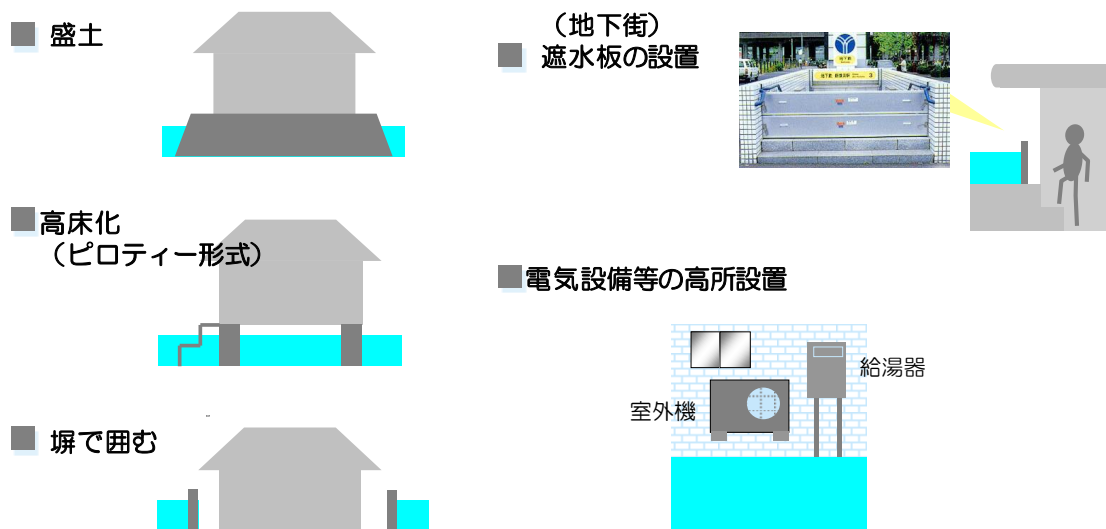


図) 建物等の耐水機能のイメージ図

## ② 指定耐水施設の指定

また、県は、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認めた建物等にあつては、所有者等の同意を得た上で、条例第45条の指定耐水施設に指定する。

指定耐水施設の所有者等は、指定耐水施設に耐水機能を備え、その機能を維持する。

## (7) 浸水による被害からの早期の生活の再建

県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓から、被災後の住宅及び家財の再建を支援する仕組として「兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)」を創設した。

フェニックス共済の「住宅再建共済」については、県全体の加入率9.5%に対し、阪神東部地域の市町の加入率は6.8%である。また、「家財再建共済」については、県全体の加入率2.8%に対し、阪神東部地域の市町の加入率は2.3%であり、住宅再建共済、家財再建共済ともに加入率は伸び悩んでいる。

県民は、浸水被害からの早期の生活再建のためフェニックス共済等への加入等によって、生活基盤の回復に備えるように努める。

県及び市町は、浸水被害からの早期の生活再建を促すため、フェニックス共済の県民への周知及び加入の促進に努める。

みんなで助ける、みんなが助かる。

自然災害で被災した住まいの建築・購入・補修に備える

兵庫県住宅再建共済制度

[フェニックス共済]

年額5,000円の負担金で  
最大600万円の住宅再建資金を給付

フェニックスサポーター  
はぼたん



## フェニックス共済とは？

フェニックス共済は**兵庫県**が**条例**に基づいて実施し、あらゆる自然災害に対応する**安全・安心**の制度です。



図) フェニックス共済制度の概要

## 7 環境の保全と創造への配慮

総合治水を推進する際に、自然環境との調和を図る視点は重要である。自然環境を改変する規模や範囲が比較的大きい「河川下水道対策」、水田、ため池、森林等における水循環や生態系に関わりのある「流域対策」の検討・実施に際しては、環境に関する施策や関連計画等との整合を図りながら、計画地域の自然環境の特性に応じて、それらの保全と創造に配慮する。

### (1) 河川環境の保全

県は、「ひょうご・人と自然の川づくり」における“安全ですこやかな川づくり”、“流域の個性や水文化と一体となった川づくり”、“水辺の魅力と快適さを生かした川づくり”という基本理念のもと、生態系、水文化・景観、親水にも配慮した河川対策を実施するとともに、「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減又は代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

### (2) 水田・ため池環境の保全

ほ場整備やため池改修にあたっては、生態系や景観等、環境との調和を図ることが求められている。また、ため池については、クリーンキャンペーン等を通じて管理者や県民による環境保全活動が行われている。

水田やため池を活用した流域対策を実施する際には、これら取組を踏まえ、自然環境や景観の保全に配慮する。

### (3) 森林環境の保全

森林は流出抑制機能や保水機能を有するだけでなく、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、物質生産機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの多面的機能を有する。流域対策としての森林の整備や保全を推進することにより、これらの多面的機能を有する森林環境を保全する。

### (4) グリーンインフラの取組

自然を社会資本整備やまちづくり等に資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するグリーンインフラの考え方を取り入れることで、気候変動対策、自然環境を活かした地域活性化・観光振興、交流・コミュニティ形成、健康増進、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり等の課題解決に貢献する。

## 8 総合治水を推進するにあたって必要な事項

### (1) 土砂災害、高潮、津波対策との連携

山腹崩壊に伴う土砂流出による河川埋塞、河口付近での高潮による浸水、河川遡上する津波による浸水等への対応を的確に行うため、「第4次山地防災・土砂災害対策計画（R3～R7）」、「兵庫県高潮対策10箇年計画（R1～R10）」、「津波防災インフラ計画」と連携した取組を推進する。

### (2) 推進計画のフォローアップと見直し

阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続するものとし、県は計画の進捗状況を協議会へ適宜報告する。

なお、計画の進捗状況、社会情勢の変化、災害発生状況等を勘案し、計画対象期間の中間時点（概ね5年）に進捗状況の検証等、計画の総点検を行う。

### (3) 総合治水の普及啓発

総合治水を推進するためには、学校関係者、公園管理者、利水者、企業、県民等の協力が必要である。特に、流域対策に係る本来の施設機能との両立に関する施設管理者の協力や、減災対策に係る防災情報の周知への県民の協力を得るには、総合治水の必要性への理解が不可欠となる。このため、国、県、市町及び県民が連携して、総合治水の必要性を広く周知するための普及啓発を多様な方法で推進する。